

締役の職務執行を監査しております。

(5) 事業子会社においては、社長の諮問機関として、取締役、監査役及び部長をもって構成する「経営会議」の運営を充実し、その審議内容を取締役会に反映して、的確な執行決定を徹底しており、当社へ報告するよう義務づけております。

(6) 内部監査組織としては、内部監査室を設置し、年度監査計画に基づいて、業務の効率性、合理性及びコンプライアンスの観点から、全ての部門及び子会社の業務監査を実施し、各部門における内部統制上の問題点を指摘して、部門毎に改善案を提示させ、改善事項の実施状況のチェックを行うことにより、業務の健全性の改善・向上に努めております。また、内部監査及び監査役監査並びに会計監査は相互連携を図り、監査業務の品質向上に最善を尽してしております。

(7) 取締役の指名及び報酬の決定は、取締役で客觀性の確保を図りながら、審議の上、決議しております。

(8) 取締役の報酬は、株主総会において承認された固定枠及び変動枠(業績運動部分)を合わせた金額を総額として、総額の範囲において、取締役が審議の上これを決定しております。監査役の報酬は株主総会において承認された、固定枠及び変動枠(業績運動部分)を合わせた金額を総額とし、総額の範囲内において、監査役会が審議の上これを決定しております。

(9) 当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としており、定款にも定めがあります。責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の社外取締役1名及び社外監査役は2名は、当社と人的関係、または取引関係その他の利害関係はなく、当社事業から独立した視点により、経営に対する監督及び監査を行われていると考えております。社外取締役は、独立した立場から取締役及び取締役会の監督機能を強化する役割を果たしております。また、社外監査役は、常勤監査役と縦密に連携を図りながら、隨時社内からの十分な情報収集を行っており、監査役会の監査機能を強化する役割を果たしております。このような、社外取締役と社外監査役が適切に機能するコーポレートガバナンス体制を採用することにより、取締役会における適切かつ効率的な意思決定が担保されると考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	予想される総会集中日を避け、日程を検討しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び中間決算の発表後に、証券会社、アナリスト、機関投資家の参加を募り、代表取締役社長及び常務取締役統括管理部長が出席し、決算の内容、経営計画等について決算説明会を実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信、決算説明資料(年次、半期)などをホームページに掲載しております。 また、決算短信、四半期決算短信等については、英文による掲載も行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	常務取締役統括管理部長が担当しております。	
その他	証券会社斡旋などによる説明会を実施しております。また、工場見学会をアナリスト・機関投資家の希望により開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営戦略に「小回りを効かせて顧客の利便性を向上させる」を掲げております。情報システム管理規程、情報セキュリティ管理規程、個人情報管理規程等、適宜規定を設けて運用しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	信頼性のある財務及び事業活動の適時適切な情報開示

Vその他

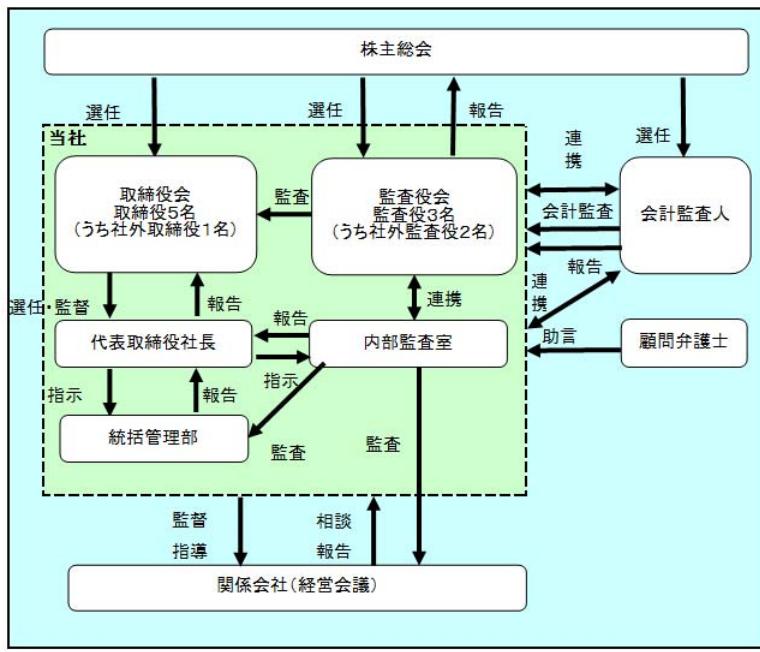
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス模式図



適時開示体制の概要

